

<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項</p>	<p>同条第五項</p>
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項</p>	<p>同条第四項</p>
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項</p>	<p>同条第五項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）第七条（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>

2 | 前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十一年十月一日前に保稅地域から引き取られた加熱式たばこについて、

同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課稅標準は、附則第四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課稅標準とする。

3 | 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十二年十月一日前に保稅地域から引き取られた製造たばこについて、

同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第一項第二号又は第二項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

4 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十三年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び新たなたばこ税法第十一条第一項又は第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

5 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十四年十月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たなたばこ税法第十条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

(手持品課税)

第五十一条 平成三十年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこ(紙巻たばこ三級品を除く。以下この項において同じ。)を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(新たなたばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数(加熱式たばこにあつては、附則第四十七条第一項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数)とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。)が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九条第

- 六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成三十年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 一 その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分（新たにこの税法第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量
  - 二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額
  - 三 その他参考となるべき事項
- 3| 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）附則第十條第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十三條第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。
- 4| 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。
- 5| 前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものと又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五條第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。
- 6| 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定に

よりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいい、新たにこ税法第八条第三項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8 新たにこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなげばならない者について準用する。

9 平成三十二年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所

で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たに消費税第十条の規定によりたばこの課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあつては、附則第四十七条第三項の規定により計算したたばこの課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

10) 第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場  
合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「  
第九項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは「平成三十二年十一  
月二日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第九項」と、「附則第十  
第三項」とあるのは「附則第十二条第三項」と、「附則第二十三条第三  
項」とあるのは「附則第二十五条第三項」と、第四項中「平成三十一年四月  
一日」とあるのは「平成三十三年三月三十一日」と、第六項中「第一項の  
規定により」とあるのは「第九項の規定により」と、第七項中「第一項」  
とあるのは「第九項」と読み替えるものとする。

11) 平成三十三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所  
で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者があ  
る場合において、その所持する製造たばこの本数（新たに消費税第十条の  
規定によりたばこの課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこに  
あつては、附則第四十七条第四項の規定により計算したたばこの課税標  
準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する  
場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造  
たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを  
同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本に  
つき五百円のたばこ税を課する。

12) 第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場  
合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「  
第十一項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは「平成三十三年十  
一月一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十一項」と、「附則第  
十條第三項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、「附則第二十三条第

三項」とあるのは「附則第二十六条第三項」と、第四項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「平成三十四年三月三十一日」と、第六項中「第一項の規定により」とあるのは「第十一項の規定により」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十一項」と読み替えるものとする。

13] 第一項、第九項又は第十一項に規定する者（二以上の場所で製造たばこを所持する法人に限る。）が第二項（第十項又は前項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申告書について、国税通則法第二百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、同号に定める者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法によることができる。

14] 第一項、第九項又は第十一項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これらの規定に規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号二に規定する者とそれぞれみなして、同条（同号二に係る部分に限る。）並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号二に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を適用する。この場合において、同号二中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

15] 第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

16] 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

17] 第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十五項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金を科する。

19 前項の規定により第十五項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第十条の規定による改正前の印紙税法第十二条第一項の規定により施行日から平成三十一年三月三十一日までの期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について同項の承認を受けた場合には、当該承認は、第十条の規定による改正後の印紙税法第十二条第一項の規定により同項に規定する各課税期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について受けた承認とみなす。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 第十一条の規定による改正後の国税通則法第六十四条第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同法第六十条第二項に規定する法定納期限（以下この条において「法定納期限」という。）が到来した国税について適用し、同日前に法定納期限が到来した国税については、なお従前の例による。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 第十二条の規定による改正後の国税徴収法第八十九条（同条第一項に規定する特定参加差押不動産に係る部分に限る。）及び第八十九条の二から第八十九条の四までの規定は、平成三十一年一月一日以後の同法第八十九条の二第一項に規定する換価執行決定により行う換価について適用する。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 第十三条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第四条の二（非居住者である外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下第三項まで及び第六項において同じ。）の所得税に係る部分に限る。）の規定は、非居住者である外国居住者等の平成三十一年分以後の所得税又は非居住者である外国居住者等が同年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2 新外国居住者等所得相互免除法第四条の二（外国法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等が平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用する。

3 新外国居住者等所得相互免除法第四条の二（外国法人である外国居住者等の法人税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

4 附則第三条第三項及び第五項の規定は第一項及び第二項の規定の適用がある場合について、附則第二十一条第二項及び第四項の規定は前項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。

5 新外国居住者等所得相互免除法第七条第一項及び第二項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき新対象事業所得（これらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日以後に当該外国居住者等が支払を受けるべき新対象事業所得に係る同年分以後の所得税若しくは同日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（第七項において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日前に開始した事業年度において支払を受け



るべき旧対象事業所得（これらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日前に当該外国居住者等が支払を受けるべき旧対象事業所得に係る平成三十年分以前の所得税若しくは同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

6 新外国居住者等所得相互免除法第七條第二十一項から第二十三項まで、第十條第一項、第三十一條第二項及び第四項並びに第三十七條第一項の規定は、非居住者である外国居住者等の平成三十一年分以後の所得税又は外国法人である外国居住者等の同年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、非居住者である外国居住者等の平成三十年分以前の所得税又は外国法人である外国居住者等の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

7 新外国居住者等所得相互免除法第二十條第一項から第三項までの規定は、平成三十一年一月一日以後に同條第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同條第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は同日以後に同條第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同條第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る同年分以後の所得税について適用し、同日前に旧外国居住者等所得相互免除法第二十條第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同條第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は同日前に同條第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同條第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第五十六條 第十五條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第三條第三項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同條第一項に規定する一般利子等について適用する。

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第五十七条 新租税特別措置法第八条の二第五項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等について適用する。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置)

第五十八条 新租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第十五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置)

第五十九条 新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の五第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、同条第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に對して平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に對して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第九条の六の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定目的会社の同項に規定する利

- 益の配当について適用する。
- 2| 新租税特別措置法第九条の六の二の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する投資法人の同項に規定する配当等について適用する。
- 3| 新租税特別措置法第九条の六の三の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる特定目的信託の剰余金の配当について適用する。
- 4| 新租税特別措置法第九条の六の四の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定投資信託の剰余金の配当について適用する。

(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十二条 施行日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の前日までの間における新租税特別措置法第十条の二第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>平成三十年四月一日(第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日)</p>	<p>平成三十年四月一日</p>
<p>一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七條第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八條第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者(同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業(以下この号において「特定連鎖化事業」という。))の同項に規定する加盟者(以下こ</p>	<p>一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七條第三項ただし書に規定する特定事業者 同法第十四條第一項の規定により同項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギー(同法第二條第一</p>

の号において「特定加盟者」という  
（を含む。） 同法第十五条第一  
項又は第二十六条第一項の規定によ  
りこれらの規定の主務大臣に提出さ  
れたこれらの規定の計画において設  
置するものとして記載されたエネル  
ギー（同法第二条第一項に規定する  
エネルギーをいう。以下第三号まで  
において同じ。）の使用の合理化の  
ための機械その他の減価償却資産で  
エネルギーの使用の合理化に特に効  
果の高いものとして政令で定めるも  
の（当該特定加盟者の同法第二十六  
条第一項の計画に係るものにあつて  
は、当該特定加盟者が設置している  
当該特定連鎖化事業に係る同法第三  
条第一項に規定する工場等に係るも  
のとして政令で定めるものに限る。

二 エネルギーの使用の合理化等に関  
する法律第四十六条第一項の認定を  
受けた同項の工場等を設置している  
者 当該認定に係る同法第四十七条  
第三項に規定する連携省エネルギー  
計画に記載された同法第四十六条第  
一項に規定する連携省エネルギー措  
置の実施により取得又は製作若しく  
は建設（次号において「取得等」と  
いう。）をされる機械その他の減価  
償却資産でエネルギーの使用の合理  
化に資するものとして政令で定める  
もの

三 エネルギーの使用の合理化等に関

項に規定するエネルギーを  
いう。以下この号及び次号  
において同じ。）の使用の  
合理化のための機械その他  
の減価償却資産でエネルギ  
ーの使用の合理化に特に効  
果の高いものとして政令で  
定めるもの

二 エネルギーの使用の合理  
化等に関する法律第十九条  
第二項ただし書に規定する  
特定連鎖化事業者（同項た  
だし書に規定する特定連鎖  
化事業者が行う同条第一項  
に規定する連鎖化事業（以  
下この号において「特定連  
鎖化事業」という。）の同  
項に規定する加盟者（以下  
この号において「特定加盟  
者」という。）を含む。）

同法第十四条第一項（同  
法第十九条の二第一項にお  
いて準用する場合に限る。  
以下この号において同じ。）  
の規定により同法第十四  
条第一項の主務大臣に提出  
された同項の計画において  
設置するものとして記載さ  
れたエネルギーの使用の合  
理化のための機械その他の  
減価償却資産でエネルギー  
の使用の合理化に特に効果  
の高いものとして政令で定

する法律第百七十七条第一項の認定を受けた同項の荷主 当該認定に係る同法第百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法第百七十七条第一項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

めるもの（当該特定加盟者の同項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十三条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特  
別控除に関する経過措置）

第六十四条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受けた個人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けた個人を除く。）が、新租税特別措置法第十条の五第三項第一号に規定する適用年（平成三十一年以後の各年に限る。）において旧租税特別措置法第十条の五第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第十条の五第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二 新租税特別措置法第十条の五第一項中「金額を超える」とあるのは「

金額（前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号ハ中「イ及びロに」とあるのは「イに」とする。

三 新租税特別措置法第十条の五第一項第二号ロ及び第五項の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、新租税特別措置法第十条の五第七項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

4 施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第三項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条 新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第六十六条 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項第十三号中「第十条の五の四第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第五項中「第七号又は第十三号の二」とあるのは「又は第七号」と、同項第一号中「第十条の五の四第三項第五号」とあるのは「前条第三項第五号」と、同項第二号中「第十条の五の四第三項第七号」とあるのは「前条第三項第七号」と、同条第六項中「第十条の四第六項及び前条第六項」とあるのは「及び第十条の四第六項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十七条 新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2 新租税特別措置法第十三条の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する基準適合認定を受けた個人の同項に規定する適用年（平成三十年に限る。）の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産及び施行日前に同項に規定する特例基準適合認定を受けた個人の同項に規定する特例認定適用年（平成三十年から平成三十二年までの各年に限る。）の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（特定災害防止準備金に関する経過措置）

第六十八条 新租税特別措置法第二十条の二（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日の属する年分の所得税及び個人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日の属する年分の所得税について適用する。

（農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置）

第六十九条 新租税特別措置法第二十四条の二及び第二十四条の三（新租税特別措置法第二十四条の二第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日の属する年分の所得税について適用する。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第七十条 新租税特別措置法第二十五条の二の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のそ

の承認を受けている年分（平成三十二年分に限る。）の所得税に係る新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類については、当該個人が平成三十二年における当該帳簿書類の備付けを開始する日において当該帳簿書類に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない場合であつて、同日の三月前の日が、当該帳簿書類に係る同法第七条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出がされた日又は同法第八条第二項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日以後一年以内の日でない場合には、新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号中「その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）附則第七十条第二項の規定により読み替えられた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づき同法第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものに係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付けを開始する日から平成三十二年十二月三十一日までの間における当該帳簿書類にあつては」と、「同法第二条第三号」とあるのは「同号」とし、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項及び第五条第一項中「最初の記録段階から一貫して」とあるのは「平成三十二年において電磁的記録の備付けを開始する日から一貫して」と、同法第六条第一項及び第五項第一号中「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とあるのは「国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けを開始する日」として、これらの法律の規定を適用することができる。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第七十一条 新租税特別措置法第二十六条（第二項第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険



診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第二十七条の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十三条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の七第一項に規定する土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第七十四条 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項(第二号及び第四号に係る部分を除く。)、第十項から第十六項まで及び第二十七項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座簡易開設届出書について適用する。

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第七十五条 新租税特別措置法第四十条第三項の規定は、施行日以後にされる同条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同号に規定する財産の譲渡について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十条第五項に規定する財産の譲渡については、なお従前の例による。

(国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税に関する経過措置)

第七十六条 個人が平成三十一年一月一日前に行った旧租税特別措置法第四

十条の二第二項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡については、なお従前の例による。

(居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七十七条 新租税特別措置法第四十条の四第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 | 新租税特別措置法第四十条の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第四十一条の二の二第四項から第六項まで及び第九項(これらの規定を新租税特別措置法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する新租税特別措置法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用する。

(年末調整に係る所得金額調整控除に関する経過措置)

第八十条 新租税特別措置法第四十一条の三の四の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する給与等について適用する。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第一項の規定により読み替えられた新所得税法第三十五条第四項の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第三項の規定により読み替えられた新所得税法第六十九条第三号及び第二百三十三条第一項第一号イの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき所得税法第六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

(消滅時効を援用せず支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十五の四の規定は、施行日以後に支払う同条第一項に規定する公的年金等について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十三条 施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九第一項第二号の指定を受けた同号に規定する指定会社により当該指定の日以後に発行される株式については、なお従前の例による。

2 附則第一条第十五号に定める日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九第一項第五号の確認を受けた同号に規定する株式会社により当該確認を受けた日以後に発行される株式については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日の前日」とする。

(非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が平成三十一年以後の各年において有することとなる当該非居住者に係る同項及び同条第三項に規定する国内源泉所得又は同条第一項の外国法人が同年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の非居住者が平成三十年以前の各年において有することとなった所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得又は旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき所得税法第六十一条第一項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の二十一第九項に規定する非居住者が平成三十年以前の各年において同項に規定する国内源泉所得を有することとなった場合における同項の書類の提出については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定す